

非常勤職員 公務災害補償保険の手引

労働者災害補償責任保険（非常勤職員公務災害補償特約条項）



引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

取扱代理店 株式会社千里

目次

第1章 保険の趣旨

- 1. 保険の概要 2
- 2. 地方公務員の災害補償制度との関係 3

第2章 保険の仕組み

- 1. 加入方式と保険契約者 4
- 2. 被保険者 4
- 3. 被災職員 5
- 4. 保険の構成 5
- 5. 保険期間 5
- 6. 引受保険会社 6
- 7. 取扱代理店 6

第3章 保険の内容

- 1. 保険の対象となる災害 7
- 2. 補償対象となる非常勤の職員 7
- 3. 対象となる補償の範囲 11
- 4. 対象とならない主な補償の範囲 11
- 5. 対象とならない主な災害等 11
- 6. お支払いする保険金 13
- 7. 被災職員等への支払義務(災害補償保険金) 13

第4章 加入手続き

- 1. 保険料相当額の算出方法 14
- 2. 年間報酬金額の算出方法 14
- 3. 保険料率の算出方法 16
- 4. 契約更新のスケジュール 17
- 5. 加入手続き 17
- 6. 中途加入 20

第5章 保険金請求手続き

- 1. 保険会社への連絡 21
- 2. 保険金請求手続きの進め方 21
- 3. 保険金請求に必要な書類 22
- 4. 災害発生防止のために 22
- 5. 公務災害等発生報告書 23

第6章 質疑応答

- 1. 保険加入に関する事項 24
- 2. 保険料計算方法に関する事項 27
- 3. 保険金請求手続きに関する事項 28

第7章 約款・特約条項

- ・労働者災害補償責任保険普通保険約款 30
- ・非常勤職員公務災害補償特約条項 <令和3年5月31日以前新規ご加入保険契約者用> . 39
- ・非常勤職員公務災害補償特約条項 <令和3年6月1日以降新規ご加入保険契約者用> . 44

第1章 保険の趣旨

1. 保険の概要

非常勤職員公務災害補償保険は、「地方公務員災害補償法第69条および第70条」に基づき、地方公共団体（町村、一部事務組合および広域連合を指します。以下同じです。）が定める「議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害または死亡をいいます。以下同じです。）または通勤による災害に対する補償に関する条例（以下「補償条例」といいます。なお、条例施行規則、要綱などを含みます。）」により被災者あるいはその遺族に対して補償を行うことで地方公共団体が被る損害について、当該地方公共団体に保険金をお支払いする保険です。

常勤職員の場合は、「地方公務員災害補償法」に基づき、「地方公務員災害補償基金」により補償が実施されます。

非常勤職員（本保険での非常勤職員とは「地方公務員災害補償基金」の対象とならない会計年度任用職員フルタイム・パートタイム、地公法3条3項で規定する特別職非常勤職員等を言います）の場合は、各市町村、一部事務組合および広域連合が定めている「補償条例」に基づき、自ら補償を行う必要があります。また、複数の市町村・一部事務組合・広域連合が、非常勤職員の公務災害補償を共同処理する一部事務組合を設置した場合には、この一部事務組合が補償を行います。

本保険制度は、この「補償条例」の運営に伴う、不時の高額な財政負担をカバーすることを目的とした保険です。

【地方公務員災害補償法】

（非常勤の地方公務員に係る補償の制度）

第69条 地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員（特定地方独立行政法人の役員を除く。）のうち法律（労働基準法を除く。）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。

2 地方独立行政法人は、職員以外の役員のうち労働者災害補償保険法の規定の適用を受けないものに対する補償の制度を定めなければならない。

3 第一項の条例で定める補償の制度及び前項の地方独立行政法人が定める補償の制度は、この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであつてはならない。

（不服申し立て）

第70条 前条第一項の規定に基づく条例による補償の実施に関して不服がある者は、当該地方公共団体の条例に定めるところにより、審査を申立てることができる。

2 前項の規定による審査の申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

2. 地方公務員の災害補償制度との関係

地方公務員の災害補償に関する関係法令と補償実施機関および本保険との関係は次のとおりです。

(注) 下表における地方公共団体とは、都道府県、市町村、一部事務組合および広域連合をいいます。

職	対象者	適用法令等	補償実施機関
常勤 一般職	一般職員、教員、会計管理者等	地方公務員災害補償法	地方公務員 災害補償基金
常勤 特別職	市町村長、一部事務組合・広域連合の管理者（常勤）副市町村長、監査委員（常勤）		
会計年度 任用職員	フルタイム	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金 または地方公共団体 ⇒地方公共団体の場合 本保険対象
	パートタイム	地方公務員災害補償法 に基づく条例	地方公共団体 ⇒本保険対象
水道、交通、清掃など労働者災害補償法 第3条適用事業に雇用される者		労働者災害補償保険法	国 (厚生労働省所管)
船員		船員保険法	国 (厚生労働省所管)
特別職 非常勤職員	議員、行政委員会の委員、附属機関の委員、投票管理者、選挙長、学校医、学校歯科医師及び学校薬剤師	地方公務員災害補償法 に基づく条例	地方公共団体 ⇒本保険対象
	消防団員及び水防団員	消防組織法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法	地方公共団体
私人	行政区長、交通指導委員、附属機関に該当しない委員会の委員等	地方自治体の条例・内規・要綱（任意）	地方公共団体 ⇒自主財源、自治体委託業務等災害補償保険など

(注1) (一財)市町村議会議員公務災害補償等組合連合会の実施する補償に加入している、市町村・一部事務組合の議会議員は、本保険の対象とはなりません（詳細は、第6章質疑応答 1. 保険加入に関する事項 問3 を参照ください。）。

(注2) 「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づく条例」も本保険の補償の対象となります。

(注3) 会計年度任用職員フルタイムについては地方公務員災害補償法の基準（常時勤務に服することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者）を満たした場合に地方公務員災害補償基金の対象となります。同基準を満たさない場合は、本保険の対象となります。

第2章 保険の仕組み

1. 加入方式と保険契約者

本保険制度は、都道府県単位に加入方式を決定します。

各都道府県で、「市町村・一部事務組合・広域連合の、非常勤職員の公務災害補償を共同処理する一部事務組合」（以下本手引きにおいて、「補償組合」といいます。）の設置の有無によって、加入方式が決定されます。

※非常勤職員の公務災害補償の災害発生時の認定業務だけを共同処理している場合は、本保険では、共同処理を行っていない場合と同様の取扱いとなります。

※市町村議会議員公務災害補償組合は、本保険制度では「補償組合」には含めません。

< 1 > 「補償組合」が設置されていない場合（町村会方式）

都道府県町村会が、保険契約者となります。

都道府県町村会は、保険契約者として、本保険に加入を希望する市町村、一部事務組合および広域連合をとりまとめ、引受保険会社（損保ジャパンをいいます。以下同じです。）と一括して契約を行います。

都道府県町村会は、加入を希望する市町村等の保険料相当額をとりまとめ、引受保険会社に支払います。

加入を希望する市町村等は、都道府県町村会へ保険加入手続きを行います。

< 2 > 「補償組合」が設置されている場合（補償組合方式）

「補償組合」が、保険契約者となります。

「補償組合」は、保険契約者として、自己の予算から保険料を引受保険会社に支払います。

「補償組合」が保険加入した場合、「補償組合」を構成する市町村等は、別途保険加入手続きを行う必要はありません。

2. 被保険者

被保険者とは、災害発生の際に引受保険会社に保険金を請求し、これを受け取る権利のある者をいい、次に掲げる地方公共団体です。

< 1 > 「補償組合」が設置されていない場合（町村会方式）

- ・ 加入した町村
- ・ 加入した一部事務組合、広域連合
- ・ 保険期間中に市制を施行し、または市へ合併した町村で、継続して加入の意思を表示した市

※上記 i ～ iii に該当するものが、本保険に加入できます。

※「補償組合」が設置されていないため、各市町村等が「補償条例」を設置・運営し、公務災害発生時の財政支出を行います。そのため、各市町村等が被保険者となります。

< 2 > 「補償組合」が設置されている場合（補償組合方式）

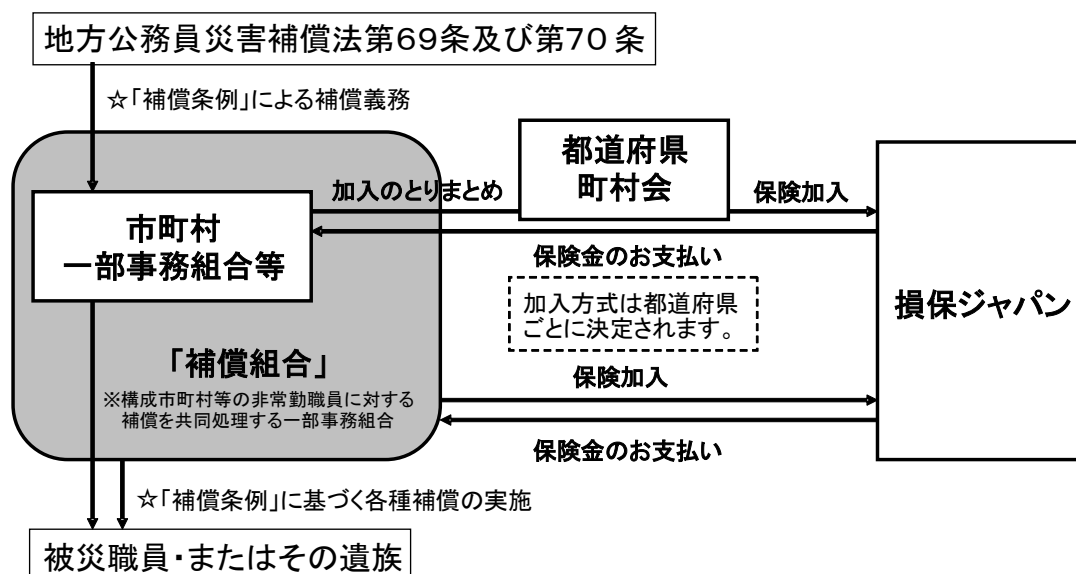
- ・加入した「補償組合」

※「補償組合」が設置されているため、「補償組合」が「補償条例」を設置・運営し、公務災害発生時の財政支出を行います。そのため、「補償組合」が被保険者となります。

3. 被災職員

被災職員とは、公務上の災害、または通勤による災害を被った非常勤の職員をいいます。

（参考）保険の仕組図



4. 保険の構成

次の特約書、約款、特約条項が適用され、保険金をお支払いします。

- ① 労働者災害補償責任保険普通保険約款
- ② 非常勤職員公務災害補償特約条項＜令和3年6月1日以降新規ご加入保険契約者用＞
- ③ 非常勤職員公務災害補償特約条項＜令和3年5月31日以前新規ご加入保険契約者用＞
- ④ 非常勤職員公務災害補償保険特約書

* 令和3年6月1日以降に新たに「非常勤職員公務災害補償保険」に加入する補償組合・都道府県町村会については①、②のみ適用されます。

5. 保険期間

当該年度の6月1日午前0時から翌年度の5月31日午後12時までの1年間とします。
保険の対象となる災害は、保険期間中に発生した災害にかぎります。

保険料は、保険始期日までに、取扱代理店または損保ジャパンまでお支払いください。保険始期日以降でも、当該保険料領収前に生じた災害については、お支払いできない場合もありますのでご注意ください。

6. 引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社が、本保険契約の引受、保険金支払手続等の事務を行います。引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

また、本保険制度は損害保険契約者保護機構の補償対象ではありません。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

7. 取扱代理店

本保険制度の取扱代理店は、株式会社千里です。取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

第3章 保険の内容

1. 保険の対象となる災害

被保険者が定める「補償条例」によって補償される「公務上の災害」、または「通勤による災害」です。

従って、「補償条例」に基づき設置される「公務災害補償等認定委員会」（認定委員会）等で認定された「公務または通勤により生じた災害」が対象となります。

2. 補償対象となる非常勤の職員

< 1 > 補償対象者

保険の補償の対象となる非常勤の職員は、「市町村および一部事務組合等の議会の議員」、「地方公務員災害補償基金」の対象とならない会計年度任用職員フルタイム・パートタイム、地公法3条3項で規定する特別職非常勤職員（監査委員、人事委員会の委員、執行機関の附属機関である委員および委員会の構成員（地方自治法138条の4第3項により法律又は条例に根拠が必要）、投票管理者、投票立会人等）、その他の非常勤職員（注）」ですが、各都道府県ごとに、設置された「補償条例」に応じて補償対象外となる非常勤職員が規定されていますので、ご注意ください。

（注）地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員、その他特別法の対象となる職員（消防団員・水防団員等）を除きます。

【補償対象外の非常勤職員の例（特別法の対象となる職員）】

- ①労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者
- ②船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく船員保険の被保険者
- ③非常勤の消防団員および水防団員等の公務災害補償に関する条例の適用を受ける者

※（一財）市町村議会議員公務災害補償等組合連合会の実施する補償に加入している、市町村・一部事務組合の議会議員は、本保険の対象とはなりません。（詳細は、第6章質疑応答 1. 保険加入に関する事項 問3 を参照ください。）

＜２＞補償対象外となる「常勤的非常勤職員」

「常勤的非常勤職員」（地方公務員災害補償法施行令（昭和４２年政令第２７４号）第１条第２号に規定する職員）は、「地方公務員災害補償基金」によりその補償が実施されますので、本保険の対象外となります。この常勤的非常勤職員は、負担金を支払い「地方公務員災害補償基金」に加入することになります。

従って、「地方公務員災害補償基金」の負担金納付対象外となる会計年度任用職員は、本保険の対象となります。

【常勤的非常勤職員の考え方】

常時勤務に服することを要しない職員のうち、常時勤務に服することを要する者について定めている勤務時間以上勤務した日が１８日以上ある月が引き続き１２月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている者を「常勤的非常勤職員」といいます。

なお、地方公務員災害補償法の適用（常勤的非常勤職員としての負担金の納入、補償の適用等）については、地方公務員災害補償基金の県支部に確認していただく必要があります。

＜３＞補償対象外となる労働者災害補償保険法の適用対象者

前記＜１＞①の「労働者災害補償保険法の適用を受ける者」とは、同法第３条に掲げる事業に従事する者であり、具体的には、労働基準法「別表第一」に記載された事業に従事する者です。

この労働者災害補償保険法の適用対象者については、労災保険料を「労働基準監督署」等を経由して「労働基準局」に納付し、労働者災害補償保険（政府労災）に加入することになります。

なお、独立した事業所等を有しないもの（場所的に独立性のないもの）は、「官公署の事業」とされ、労働者災害補償保険法の適用を受けることができないと考えられるため、「補償条例」による補償を行う必要があります。

したがって、次頁表の事業に該当する会計年度任用職員であっても、「労働基準局」への労災保険料納付対象外となる者は、本保険の対象となります。

【労働者災害補償保険法】

「適用事業の範囲」

第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

- ② 前項の規定にかかわらず、国の直営事業、官公署の事業（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第一に掲げる事業を除く）及び船員保険法（昭和14年法律第73号）第17条の規定による船員保険の被保険者については、この法律は、これを適用しない。

【労働基準法「別表第一」】

- 一．物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道事業を含む）
- 二．鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 三．土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 四．道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 五．ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
- 六．土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 七．動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
- 八．物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- 九．金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
- 十．映画の制作又は映写、演劇その他興行の事業
- 十一．郵便、信書便又は電気通信の事業
- 十二．教育、研究又は調査の事業
- 十三．病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- 十四．旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
- 十五．焼却、清掃又はと畜場の事業

なお、労働者災害補償保険法の適用（労災保険料の納入、補償の適用等）については、具体的な状況を基に、労働基準監督署に確認していただく必要があります。

< 4 > 補償対象者の例示

①会計年度任用職員フルタイム・パートタイム

(注) 「地方公務員災害補償基金」の対象となる職員は除きます。

②地公法3条3項1号の特別職

- ・ 町村の議会議員
- ・ 一部事務組合の議会議員

(注) (一財)市町村議会議員公務災害補償等組合連合会の実施する補償に加入している市町村・一部事務組合の議会議員は、本保険の対象とはなりません(詳細は、第6章質疑応答 1. 保険加入に関する事項 問3 を参照ください。)

③地公法3条3項で規定する特別職非常勤職員(上記②を除く)

- ・ 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、監査委員等
- ・ 行政不服審査会委員、防災会議委員、国民保護協議会委員、民生委員推薦会委員、国民健康保険運営協議会委員、介護認定審査会委員、水防協議会委員、スポーツ推進委員等
- ・ 特別職報酬等審議会、情報公開審査会委員、個人情報保護審査会委員、行政改革審議会、都市計画審議会委員、水防協議会委員、社会教育委員、学校運営協議会委員、青少年問題協議会委員、文化財保護委員等
- ・ 空家等対策協議会委員、予防接種健康被害調査委員会、子ども・子育て会議委員、学校給食センター運営委員会委員、教育委員会外部評価委員等
- ・ 学校医、学校歯科医、産業医、学校薬剤師、学校評議員、統計調査員、鳥獣被害対策実施隊委員等
- ・ 選挙事務従事者(投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人等)
- ・ 条例で定める地方公共団体の長等の秘書

(注) 上記は代表例を挙げたものであり、自治体によっては特別職非常勤職員に該当しない場合もあります。また、標準的な名称で記載しましたので、名称が異なる場合があります。

④その他の非常勤職員

- ・ 地方公務員育児休業法第6条第1項第2号に基づく臨時的任用職員(非常勤職員が育児休業を取得した場合に限る。)

(注) 地方公務員法第22条の3第1項又は第4項に基づく臨時的任用職員は、「地方公務員災害補償基金」の対象となるので、本保険の対象となりません。

(注) 常勤の職員が育児休業を取得した場合の臨時的任用職員は、「地方公務員災害補償基金」の対象となるので、本保険の対象となりません。

3. 対象となる補償の範囲

被災職員あるいはその遺族に対する補償のうち、次に掲げる補償を保険金として被保険者にお支払いします。

なお、被保険者の定める「補償条例」等に定めのない場合は、当該補償に対して、保険金をお支払いしません。

< 1 > 補償事業

①療養補償 ②休業補償 ③傷病補償年金 ④障害補償年金 ⑤障害補償一時金
⑥障害補償年金差額一時金 ⑦障害補償年金前払一時金 ⑧介護補償 ⑨遺族補償年金
⑩遺族補償一時金 ⑪遺族補償年金前払一時金、⑫葬祭補償

< 2 > 福祉事業

①休業援護金 ②傷病特別支給金 ③傷病特別給付金 ④障害特別支給金 ⑤障害特別援護金
⑥障害特別給付金 ⑦障害差額特別給付金 ⑧遺族特別支給金 ⑨遺族特別援護金
⑩遺族特別給付金

4. 対象とならない主な補償の範囲

被災職員あるいはその遺族に対する補償のうち、次に掲げる補償は、保険金お支払いの対象とはなりません。

< 1 > 補償事業

なし

< 2 > 福祉事業

①外科後処置に関する事業 ②補装具に関する事業
③リハビリテーションに関する事業 ④休養に関する事業
⑤アフターケアに関する事業 ⑥介護料の支給
⑦在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
⑧介護用機器に関する事業 ⑨在宅介護のための住宅に関する事業
⑩奨学援護金の支給 ⑪就労保育援護金の支給
⑫長期家族介護者援護金の支給 ⑬身体障害者用自動車に関する事業

(注) 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業、公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業、および公務上の災害を防止する対策の普及および推進に関する事業もお支払い対象外です。 など

5. 対象とならない主な災害等

次に掲げる場合に生じた災害等については、保険金をお支払いしません。

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

②核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

- ③保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人の場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの事業場の責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた災害による災害補償責任（これらの事由によって発生または拡大した災害による災害補償責任を含みます。） など

次に掲げる場合に生じた災害等については、保険金が支払われない、または、減額されることがあります。

- ④保険契約者または被保険者は、災害が発生したことを知った場合は、下表の「災害発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由なくこれらの規定に違反した場合は、損保ジャパンは、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金をお支払いします。

災害発生時の義務	差し引く金額
① 災害発生場所、日時、状況およびそれに基づく責任の程度を遅滞なく書面で損保ジャパンに通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、損保ジャパンが被った損害の額
② 災害補償責任について非常勤職員から支払の請求があった場合、またはその請求について関係官庁もしくは裁判所から呼出状、訴訟書類その他の書類の送達もしくは口頭による通知を受けた場合は、ただちにその旨を損保ジャパンに通知し、それらの書類を損保ジャパンに呈示すること。	
③ 災害補償責任の発生および拡大の防止のため自己の費用で必要な措置を講ずること。	発生または拡大を防止することができたと認められる災害補償責任の額
④ 被保険者が第三者に対して、損害賠償の請求 ^{（注1）} をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求 ^{（注1）} をすることによって取得することができたと認められる額
⑤ 災害補償責任について承認または支払をしようとする場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ること。ただし、労働者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。	災害補償責任がないと認められる額
⑥ 災害補償責任についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく書面により損保ジャパンに通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、損保ジャパンが被った損害の額
⑦ 他の保険契約等の有無および内容 ^{（注2）} について、遅滞なく損保ジャパンに通知すること。	
⑧ ①から⑦までのほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また損保ジャパンが行う災害補償責任に関する調査に協力すること。	

（注1）損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

⑤災害が発生した場合において、被保険者が正当な理由もなく、災害発生による補償責任の拡大の防止および軽減の努力を怠ったとき。

ただし、保険金は拡大防止および軽減することができたと認められる金額を控除して、お支払いします。

⑥災害が第三者の行為によって生じた場合において、被保険者が正当な理由もなく、第三者から損害の賠償を受けることができる権利の保全または行使について必要な行為を怠ったとき。

ただし、保険金は第三者から取得できたと認められる金額を控除してお支払いします。

6. お支払いする保険金

< 1 > 災害補償保険金

被保険者が、被災職員あるいはその遺族に対して、前記 3. < 1 > および < 2 > の補償を行うことで負担する金額を災害補償保険金としてお支払いします。療養給付の場合は、「指定医療機関」または「訪問看護事業者」に対して、被保険者がお支払いする補償も含まれます。

なお、3. < 1 > ③傷病補償年金、④障害補償年金および⑨遺族補償年金については、年金払いをすることができます。

< 2 > 費用保険金

① 争訟費用等保険金

被保険者が、損保ジャパンの承認を得て支出した補償責任に関する訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・または調停に関する費用をお支払いします。1 災害あたりの限度額は、500 万円です。

② 損害防止軽減費用

災害が発生した場合において、災害発生による補償責任の拡大の防止または軽減するために必要な手段を講ずるために支出した費用または有益であった費用をお支払いします。1 災害あたりの限度額は、500 万円です。

7. 被災職員等への支払義務（災害補償保険金）

保険会社から受け取った災害補償保険金の全額を、被保険者から被災職員あるいはその遺族にお支払いいただきます。お支払いされなかった場合は、すでに受領した災害補償保険金のうち、被災職員またはその遺族に支払われなかった金額を保険会社に返還していただきます。

第4章 加入手続き

1. 保険料相当額の算出方法

加入を希望する市町村・一部事務組合等が、非常勤の職員に対して1年間に支払う報酬金額（給与・賃金）の合計額（直近の決算書、その他の資料で判明している金額）に対して、各都道府県ごとに定められた保険料率（報酬金額1,000円あたり）を乗じた金額を保険料相当額とします。

※保険料は1円位を四捨五入し、10円単位とします。

※各都道府県に適用される保険料率については、別途ご案内いたします。

例) 年間報酬金額が2,000万円 適用保険料率が4.15円の場合

$$2,000\text{万円} \div 1,000\text{円} \times 4.15\text{円} = 83,000\text{円}$$

(1円位を四捨五入し、10円単位とします。)

2. 年間報酬金額の算出方法

直近の決算書、その他の資料から下記の5区分ごとに人数、金額を記入します。

職	人 数	年間報酬金額（給与・賃金）合計額
①会計年度任用職員フルタイム	人	円
②会計年度任用職員パートタイム	人	円
③議会の議員 (地公法3条3項1号の特別職)	人	円
④地公法3条3項で規定する 特別職非常勤職員	人	円
⑤その他非常勤職員 (臨時的任用職員)	人	円
合 計	人	円

①会計年度任用職員フルタイムについては、地方公務員災害補償基金の対象とならない職員へ給付した給料の他に通勤交通費などの各種手当（退職手当負担金を除く。）を含んだ金額についてご記入ください。

②会計年度任用職員パートタイムについては、報酬の他に通勤交通費や期末手当等の各種手当を含んだ金額についてご記入ください。

③町村の議会議員、一事務組合の議会議員についてご記入ください。

(注) (一財)市町村議会議員公務災害補償等組合連合会の実施する補償に加入している、市町村・一部事務組合の議会議員は、本保険の対象とはなりません。(詳細は第6章質疑応答1. 保険加入に関する事項問3を参照ください。)

④地公法3条3項で規定する特別職非常勤職員についてご記入ください。

⑤その他の非常勤職員（地方公務員育児休業法第6条第1項第2号に基づく臨時的任用職員（非常勤職員が育児休暇を取得した場合に限る））についてご記入ください。

【報酬金額集計のポイント】

- ① 直近の決算書とは、「保険年度の2年度前の決算書」をいいます。
- 例) 保険年度 令和5年度
 直近決算書 令和3年度決算書
- ② 保険期間の途中で、職員を任命（委嘱）した場合、または定数等の人員を増員し、報酬金額（給与・賃金）が増加した場合も、当該保険期間中の保険料相当額を変更（保険料相当額追加）する必要はありません。
- ③ 報酬金額（給与・賃金）合計額の全額を保険料相当額の対象とします（一部の職員、または一部の金額のみを対象とすることはできません。）。
- ④ 報酬（給与・賃金）が、月額または日額であっても、また終日勤務、半日勤務などの勤務形態にかかわらず、1年間に支払う報酬金額（給与・賃金）の合計額を基に計算してください。
- ⑤ 毎年委嘱しない委員・調査委員などでも、委嘱する年度に行う業務は補償対象となりますが、保険料相当額への反映は翌々年度以降となります。保険料相当額の算出は2年度前の決算書等を基に計算してください。
- ⑥ 年間報酬金額は直近の決算書（保険年度の2年度前の決算書）の金額となりますが、決算書の数字に保険始期（6月1日）時点で非常勤職員から外れている職種（私人として整理された職種等）の報酬金額が含まれている場合は、報酬金額から除いて計算してください。

【その他の注意点】

加入時には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。特に、理由もなく年間報酬金額を過少申告された場合には、保険金が削減される場合がありますので、ご注意ください。

必要事項が記載されていなかったり、記載内容が事実と相違していますと、保険契約が解除となる場合や、保険金をお支払いできない場合があります。

保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

＜告知事項＞

加入依頼書および付属書類の記載事項すべて

また、保険契約締結の際告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項

・年間報酬金額（給与・賃金）合計額

3. 保険料率の算出方法

本保険制度では、毎年、保険金の支払状況に応じて適用保険料率の見直しを行います。
適用保険料率の算出方法は下記のとおりです。

< 1 > 適用保険料率

基本料率 × (1 - 損害率による割増引) × (1 - 一括加入割引) × (1 - 大規模割引)

※適用保険料率は、小数点以下第三位を四捨五入します。(例：〇. 〇〇円)

① 基本料率

4. 15 円 (報酬金額 1, 000 円あたり)

※基本料率は、平成 20 年度以降、3 年毎に見直しを実施しています。

ただし、大きな環境変化があった場合等においてはこのかぎりではありません。

② 損害率による割増引

成績計算期間 : 加入前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日まで 1 年間

損害率計算の分母 : 収入保険料 分子 : 支払保険金

損害率による割増引は、各都道府県毎に毎年算出し、毎年適用します。

適用される割増引率について、損害率が 120% 未満の場合には、前年適用した損害率による割増引率に対して ± 15% の変動を限度とします。損害率が 120% 以上の場合には、± 15% の変動限度は適用せずに適用保険料率を個別に算出します。

※新規加入の場合に、2 年目の保険年度に適用される損害率による割増引は、前年の 7 月 1 日から 12 月 31 日の支払保険金、および収入保険料の 1/2 に基づき算出します。

【損害率による割増引表】

損害率	割増引率 (-は割引 +は割増)	損害率	割増引率 (-は割引 +は割増)
120%以上	個別	60%以上 70%未満	± 0%
110%以上 120%未満	+40%	50%以上 60%未満	± 0%
100%以上 110%未満	+30%	45%以上 50%未満	- 5%
90%以上 100%未満	+25%	40%以上 45%未満	-10%
85%以上 90%未満	+20%	35%以上 40%未満	-15%
80%以上 85%未満	+15%	30%以上 35%未満	-20%
75%以上 80%未満	+10%	20%以上 30%未満	-25%
70%以上 75%未満	+ 5%	20%未満	-30%

③ 一括加入割引 (「補償組合」方式の場合)

地方公務員災害補償法第 69 条および第 70 条の規定による非常勤の地方公務員等に係る補償の制度を、地方自治法第 284 条に基づき設置された地方公共団体の組合 (一部事務組合、広域連合等) が共同処理する場合において、その地方公共団体の組合が被保険者として加入する場合について 20% 以内の割引を適用することができます。

④ 大規模割引

保険料算出基礎となる報酬金額総額が 100 億円超の場合、30% 以内の割引を適用することができます。

< 2 > 計算例

例① 継続契約の場合

前年の損害率による割増引 $\pm 0\%$
前年の収入保険料（分母） 500万円
支払保険金（分子） 170万円

※一括加入割引・大規模割引は不適用

損害率 34%
損害率による割増引 -15% （割引）

※表を参照すると -20% ですが、前年の割増引に対して -15% の変動に制限されます。

適用保険料率
 $4.15\text{円} \times (1 - 15\%) = 3.5275\text{円} \approx 3.53\text{円}$
（小数点以下第三位を四捨五入）

例② 「補償組合」方式で新規加入の場合

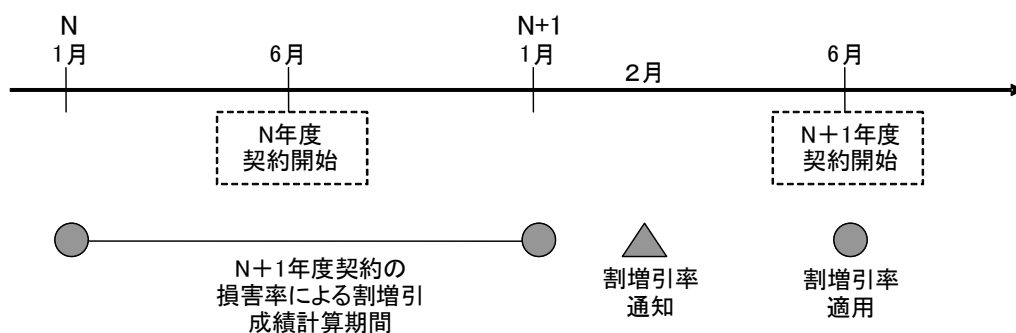
損害率による割増引 $\pm 0\%$
一括加入割引 -20%

適用保険料率
 $4.15\text{円} \times (1 \pm 0\%) \times (1 - 20\%) = 3.32\text{円}$

4. 契約更新のスケジュール

本保険に加入後、翌年度以降の契約更新時に適用される、損害率による割増引率の判定、および、割増引率の通知・適用のスケジュールは下記のとおりです。

（参考）契約更新のスケジュール



※新規加入の場合に、2年目の保険年度に適用される損害率による割増引は、前年の7月1日から12月31日の支払保険金、および収入保険料の $1/2$ に基づき算出します。

5. 加入手続き

< 1 > 町村会方式の場合

具体的な加入手続きの方法は、加入手続き時に配布される「加入のご案内」をご参照ください。

本保険に加入を希望する市町村・一部事務組合等は、「加入依頼書」（様式第1号）に所定事項を記入のうえ、これに基づく保険料相当額を添えて、都道府県町村会まで送付してください。

都道府県町村会では、「加入依頼書」ならびに保険料相当額を確認のうえ、「加入依頼書」下欄に保険料相当額領収日付領収印を捺印し、加入市町村等に返送します。

返送された加入依頼書は本保険の「加入証兼保険料相当額領収書」となりますので、大切に保管してください。また、都道府県町村会では、加入依頼書および保険料相当額をとりまとめ、損保ジャパンへ送付し、一括して保険契約を締結します。

保険料は、保険始期日までに、取扱代理店または損保ジャパンまでお支払いください。保険始期日以降でも、当該保険料領収前に生じた災害については、お支払いできない場合もありますのでご注意ください。

(注) 町村会方式の場合、当該都道府県町村会において、本保険制度の取扱が事前に決定されている必要があります。

(注) 「加入のご案内」に記載されている証券番号は保険金請求時等に必要になりますので、お控えください。

< 2 > 「補償組合」方式の場合

本保険に加入を希望する「補償組合」は、事前に取扱代理店まで、2. 年間報酬金額に基づく報酬金額をご通知ください。

別途、申込書類をお送りします。

保険料は、保険始期日までに、取扱代理店または損保ジャパンまでお支払いください。保険始期日以降でも、当該保険料領収前に生じた災害については、お支払いできない場合もありますのでご注意ください。

(注) 「補償組合」方式で新規加入をご希望の場合、事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご相談ください。

< 3 > その他

① 「加入依頼書」に「決算書」を添付する必要はありません。

② 次のような場合には、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

・ 加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(ただし、その事実がなくなった場合には、損保ジャパンまで通知する必要はありません。)

以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

- ・ご契約者の住所などを変更される場合

③重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

④個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

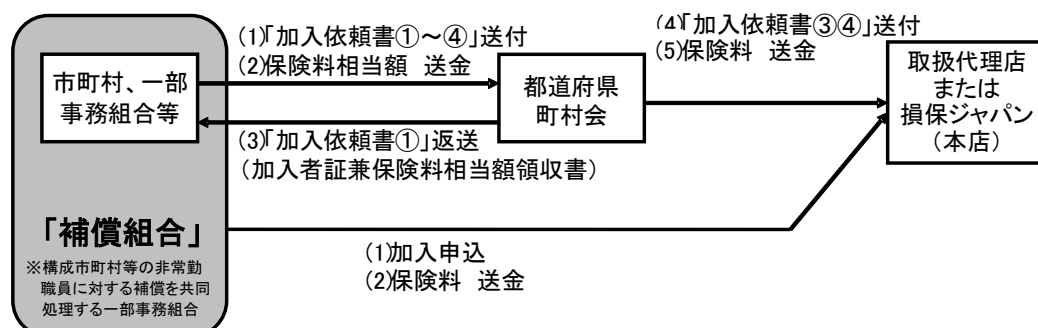
⑤クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について

本保険はクーリングオフの対象とはなりません。

⑥加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

⑦ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（参考）加入手続き



6. 中途加入

保険期間（当該年度の6月1日から翌年度の5月31日）の途中で加入される場合は、5月31日までの短期契約としてご加入いただけます。

中途加入時の保険料率は、年間の保険料率を月割計算（小数点以下第三位を四捨五入）して求めます。中途加入の場合の、加入手続きも前記「5. 加入手続」に準じますが、保険料率については、月割計算で求めた保険料率に訂正してください。

※保険料は1円位を四捨五入し、10円単位とします。

【加入月日別保険料率算出方法】

加 入 月 日	加入月日別保険料算出方法	
6月1日～ 6月30日	年 間 保 険 料 率	$\times \frac{12}{12}$
7月1日～ 7月31日		$\times \frac{11}{12}$
8月1日～ 8月31日		$\times \frac{10}{12}$
9月1日～ 9月30日		$\times \frac{9}{12}$
10月1日～10月31日		$\times \frac{8}{12}$
11月1日～11月30日		$\times \frac{7}{12}$
12月1日～12月31日		$\times \frac{6}{12}$
1月1日～ 1月31日		$\times \frac{5}{12}$
2月1日～ 2月28日		$\times \frac{4}{12}$
3月1日～ 3月31日		$\times \frac{3}{12}$
4月1日～ 4月30日		$\times \frac{2}{12}$
5月1日～ 5月31日		$\times \frac{1}{12}$

例) 10月1日中途加入（残期間 8か月） 適用保険料率4.15円の場合

$4.15\text{円} \times 8 \div 12 = 2.77\text{円}$ （小数点以下第三位を四捨五入）

$2,000\text{万円} \div 1,000\text{円} \times 2.77\text{円} = 55,400\text{円}$

（1円位を四捨五入し、10円単位とします。）

第5章 保険金請求手続

1. 保険会社への連絡

災害が発生したら、「補償条例」に基づき設置される「公務災害補償等認定委員会」（以下、「認定委員会」といいます。）に諮るとともに、損保ジャパン保険金サービス課へ連絡してください。（損保ジャパン保険金サービス課の連絡先は「全国町村会総合賠償補償保険制度の手引」の巻末に掲載されている「事故発生時の連絡先一覧」と同じです。）

なお、平日夜間、土曜・日曜・祝日の場合は、次の事故サポートセンターへご連絡ください。

【事故サポートセンター】

電話 0120-727-110

【受付時間】 平日/午後5時から翌日午前9時

土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）/24時間

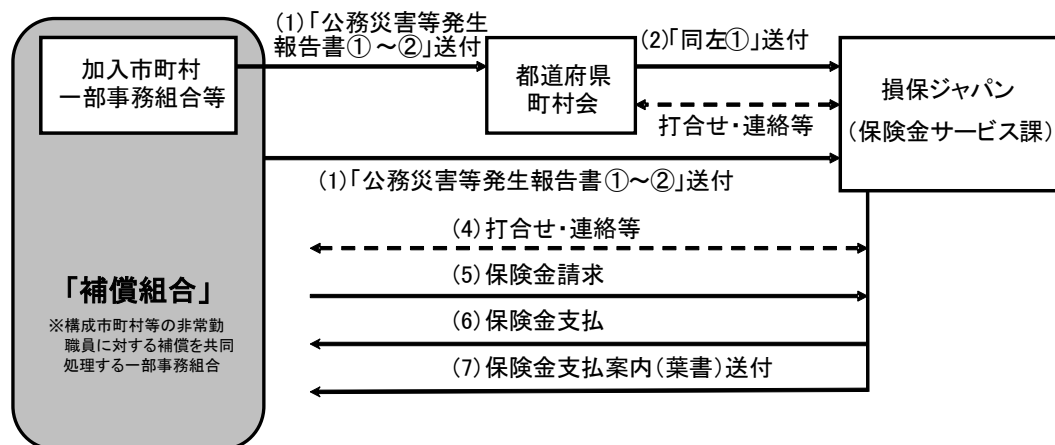
※上記受付時間外は、損保ジャパン保険金サービス課までご連絡ください。

※町村会方式にてご加入の場合は、「公務災害等発生報告書」（様式第2号）に所定事項を記載し、そのうち③を控え、他の2枚を都道府県町村会に送付してください。

2. 保険金請求手続きの進め方

具体的な保険金請求の手続きは、被保険者と損保ジャパン保険金サービス課との間ですめることになります。

（参考）保険金請求手続フロー



●保険会社との間で問題を解決できない場合●

（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

【ナビダイヤル】 0570-022808（通話料有料）

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

3. 保険金請求に必要な書類

保険金請求に際し、以下の書類が必要となります。

必 要 書 類	備 考
公務災害等発生報告書	様式第2号。非常勤職員公務災害補償保険のための専用用紙です。
保険金請求書	損保ジャパン所定用紙
補償条例（写）	地方公務員災害補償法第69条および第70条に基づき定める議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害、または通勤による災害に対する補償に関する条例ならびに条例施行規則、要綱など。 補償の根拠を確認するために必要となります。
非常勤の職員であることを証する書類（写）	地方公共団体の長（市町村長、管理者）などにより、辞令または委嘱状等により、任命、委嘱されている非常勤の職員であることを確認するための資料です。
認定通知書（写）	公務災害認定通知書、または通勤災害認定通知書 「公務上の災害」または「通勤による災害」であることの確認のため資料です。
補償を請求する書類およびその他添付書類（写）	療養補償請求書、その添付資料等、補償の具体的な内容を確認するための資料です。
災害補償記録簿（写） 福祉事業記録簿（写）	災害の内容、補償の内容（補償基礎額、補償の範囲、補償金額）、受給権者などを確認するための資料です。
年金記録簿（写）	傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金に対して保険金をお支払いする場合、年金による補償履歴を確認するために必要となります。
現状報告書（写）	上記の年金補償の場合、受給権者の確認のために必要となります。

（注）場合によっては、上記以外の書類を依頼することもあります。

（注）保険会社は、保険金請求手続きのなかで、知り得た情報、および資料等を外部に漏らすことは一切ありません。

損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳細につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

4. 災害発生防止のために

災害が発生した場合、今後も同種の災害が発生するのを防止するために、災害発生防止策を検討のうえ、実施してください。

5. 公務災害等発生報告書

(様式2号)

(損保ジャパン保険金サービス課用) ①

非常勤職員公務災害補償保険 公務災害等発生報告書

損害保険ジャパン株式会社 御中

下記の事故に関する被災職員の個人情報を貴社の社員またはその委託を受けた者が下記のとおり取り扱うことに同意します。

1. 貴社が支払保険金算定の判断・保険金支払・保険引受の判断のために利用すること。

2. 貴社が以下の①から③、およびその他業務上必要とする範囲で取得・利用・提供または登録すること。

①貴社が前記1.の業務のため業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、修業業者、保険金請求・支払に関する関係先、事故に関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けること。②貴社が保険制度の健全な運営のために(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社等に提供もしくは登録し、またはこれらのものから提供を受けること。③貴社が再保険契約や共同保険契約における引受保険会社からの保険金等の受領のために引受保険会社等に提供すること(引受保険会社等から他の引受保険会社への提供を含みます。)

※損害保険ジャパン株式会社は、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。

※損害保険ジャパン株式会社の個人情報保護宣言等については下記公式ウェブサイトをご覧ください。

公式ウェブサイト <https://www.sampo-japan.co.jp/>

自治体名

年 月 日



(押印欄可)

加入依頼書番号	保 険 料 領 収 日 (加入証に押印してある領収日)		年 月 日
災害発生日時	年 月 日	午前・午後	時 分
被災職員名	職 名		
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)		
災害区分及び その発生場所	☐ 公 務 中		
	☐ 通勤途上		
災害発生時の 業務の内容			
傷 病 名	部 位	症 状	
傷 病 の 程 度	☐ 死 亡	☐ 後遺障害 (級見込)	
	☐ 入 院 (日見込)	☐ 通 院 (日見込)	
	☐ 休 業 (日見込)		
医 療 機 関	名 称	電話番号	- -
	所在地		
災害発生状況			
	☐ 第三加害者あり		
補償基礎額	円 (年 月 日決定)		
年金補償基礎額	円 (年 月 日決定)		
補 償 (見 込)	補 償 事 業		福 祉 事 業
	療養・休業	☐ 療養補償	
		☐ 休業補償	☐ 休業援護金
		☐ 傷病補償年金	☐ 傷病特別支給金
	後遺障害 介護	☐ 障害補償年金	☐ 障害特別支給金
		☐ 障害補償一時金	☐ 障害特別援護金
		☐ 介護補償	☐ 障害特別給付金
	死 亡	☐ 遺族補償年金	☐ 遺族特別支給金
		☐ 遺族補償一時金	☐ 遺族特別援護金
		☐ 葬祭費用	☐ 遺族特別給付金
そ の 他 特 記 事 項			
自治体担当者 ご 連 絡 先	所在地 ㊦		
	担当課名	担当者名	
	TEL	メールアドレス	

(2023.2) KFK

第6章 質疑応答

1. 保険加入に関する事項

問1 学校医、学校歯科医および学校薬剤師は本保険に加入できるのですか？

「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」の一部が改正され、平成14年年4月1日から各市町村等の条例に基づき補償することになります。各市町村等が定める「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」も本保険の対象になりますので、加入できます。

問2 非常勤の消防団員については、本保険に加入できるのですか？

「非常勤の消防団員及び水防団員等の公務災害補償に関する条例」（町村の条例）の適用を受け各市町村等が補償しなければなりません、本保険に加入することはできません。なお、「消防団員等公務災害補償等共済基金」に加入されている場合は、当該基金により補償されます。

問3 「一般財団法人 市町村議会議員公務災害補償等組合連合会」の実施する補償に加入している、市町村・一部事務組合の議会議員は、本保険に加入する必要がありますか？
また、一部事務組合等の議会議員は、本保険に加入する必要がありますか？

「一般財団法人 市町村議会議員公務災害補償等組合連合会」と、町村議会議員等の公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する契約を締結している、町村議会議員等の公務災害補償等に関する都道府県単位の一部事務組合（議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する一部事務組合を含む。本問において「組合」といいます。）の補償対象である、市町村・一部事務組合の議会議員は、本保険の対象とはなりません。

本保険の対象となる議会議員は、上記一般財団法人の実施する補償に加入していない市町村・一部事務組合等の議会議員です。

また、市町村の議会議員が一部事務組合等の議員を兼ねる場合でも、一部事務組合等の議員としての公務中の災害補償は、当該市町村とは別に行われますので、一部事務組合等として本保険への加入を判断していただくことになります。

なお、本保険では、無報酬の非常勤職員は対象としておりませんので、ご注意ください。

（参考）「一般財団法人 市町村議会議員公務災害補償等組合連合会」の対象となる議員の範囲

- (1) 町村の議会議員
- (2) 組合の規約で定める市の議会議員
- (3) 市町村の議会議員が兼ねている特別地方公共団体の議会議員

問4 一部事務組合等の非常勤の管理者、副管理者、会計管理者は本保険に加入する必要はありますか？

非常勤の職員として一部事務組合等の「補償条例」の対象となる場合は、加入する必要があります。（常勤の場合は、地方公務員災害補償基金の対象となると考えられます。）

なお、市町村長が非常勤で管理者を兼務している場合でも、市町村長としての職務の延長と考えられる場合は、地方公務員災害補償基金の補償を受けられることもあります。

また、市町村の常勤職員が、非常勤で管理者、副管理者、会計管理者を兼務している場合で、任命権者（市町村長等）による職務命令（業務従事命令）がある場合、地方公務員災害補償基金の補償が受けられることもあります。

問5 非常勤の職員全員ではなく、一部の職員のみ加入することができますか？

一部の職員のみを対象とすることはできません。対象とすべき非常勤の職員全員分の年間報酬金額（給与・賃金）の合計額で加入していただきます。

問6 統計調査員は全て本保険の対象として加入できるのですか？

市町村が実施する統計調査を委嘱されている統計調査員のみが対象となります。国が実施する「国勢調査」や県による統計調査は対象になりません。

問7 民生委員は本保険の対象として加入できるのですか？

民生委員は、都道府県による推薦に基づき国（厚生労働大臣）が委嘱します。身分上は、都道府県の特別職の地方公務員となります。したがって、本保険の対象とはなりません。

「公務上の災害」または「通勤による災害」に対する補償は、県の補償条例（市町村等の補償条例と同様の条例です。）により行われます。

問8 行政関係者でない学識経験者の合併協議会の委員は、本保険の対象として加入できるのですか？

合併協議会の委員のうちの学識経験者は、合併協議会の非常勤特別職の職員であって、関係市町村の非常勤特別職の職員ではないため、「補償条例」の適用を受けることができないと考えます。ただし、学識経験者を関係市町村のいずれかの非常勤の地方公務員として任用した場合は、「補償条例」の適用になりますので、本保険の対象になります。

なお、その場合であっても関係市町村から報酬等が支払われていることが要件（関係市町村から合併協議会経由で委員に支払われる場合も含みます。）になります。

問9 ボランティア活動に参加している人は対象となるのですか？

「ボランティア」の場合も、非常勤の職員（地方公務員）に該当しないため、「補償条例」による補償は受けられないと考えられます。なお、その場合は、本保険の対象とはなりません。

問10 任命、委嘱ではなく、「委託」している場合は対象となるのですか？

「委託」の場合は、非常勤の職員（地方公務員）に該当しないため、「補償条例」による補償は受けられないと考えられます。なお、その場合は、本保険の対象とはなりません。

問11 「委嘱」はしていないが、「報酬」は支払っている人は対象となるのですか？

「報酬等」の支払いだけでなく、「任命、委嘱」行為がなければ、非常勤の職員（地方公務員）に該当しないため、「補償条例」による補償は受けられないと考えられます。なお、その場合は、本保険の対象とはなりません。

問12 「労働者災害補償保険法」の適用になるか否かの判断は、保険会社にしてもらえるのですか？

「労働者災害補償保険法」の適用の可能性が考えられる事業に従事していた職員の場合は、その具体的な事業内容、事業所や指揮命令関係などを基に、各県の「労働基準監督署」にご相談ください。その結果、適用にならない場合は改めて本保険にご請求ください。

問13 「年間報酬（給与・賃金）」を「決算書」から求める際の考え方を確認したいのですが？

簡単に整理すると、特別職と一般職の非常勤職員で次のとおりと考えられます。特別職の非常勤職員（議会の議員、委員会、審査会の委員、調査員、嘱託員等）については、各市町村等の「報酬条例」等に基づく「報酬額」等の1年間の合計額で考えてください。

一般職の非常勤職員（会計年度任用職員等）については、「給与」や「賃金」の1年間の合計額で考えてください。会計年度任用職員フルタイムについては、地方公務員災害補償基金の対象とならない職員へ給付した給料の他に通勤交通費などの各種手当（退職手当負担金を除く。）を含んだ金額となります。会計年度任用職員パートタイムについては、報酬の他に通勤交通費や期末手当等の各種手当を含んだ金額となります。ただし、「労災保険料」の納付対象者、非常勤職員から外れている職種（私人として整理された職種等）の報酬金額が含まれている場合は、報酬金額から除いて計算してください。

2. 保険料計算方法に関する事項

問1 報酬金額を算出するときに参照する、直近の決算書とはどの年度の決算書のことですか？

保険年度の2年度前の決算書をいいます。

例) 保険年度 令和5年度
直近決算書 令和3年度決算書

問2 毎年任命、委嘱しない非常勤の委員、調査員などはどのように保険料相当額を計算すれば良いのですか？ また保険金の支払いはどうなるのですか？

直近の決算書に反映されている該当分の「報酬金額」を加算して保険料相当額を算出してください。保険料相当額算出の基礎となる決算書への「報酬金額」の反映は、委員会の開催や業務の実施年度の翌々年度以降となりますが、発生した公務災害、通勤災害は保険金お支払いの対象となります。

問3 報酬が「年額」ではなく、「月額」や「日額」の場合、保険料相当額はどのように計算するのですか？

1年間にお支払いされる「月額」「日額」の報酬金額を合計して、年間報酬金額として保険料相当額を計算してください。

なお、終日勤務、半日勤務などその形態にかかわらず、1年間の報酬金額の合計額で保険料相当額を計算します。

問4 保険期間の途中で、非常勤の職員が増えて報酬金額（給与・賃金）も増えた場合、保険料相当額を追加して支払うのですか？

保険期間の途中で職員を任命（委嘱）した場合、または定数等の人数を増員した場合で、年間報酬金額（給与・賃金）の合計額が増えた場合でも、追加して保険料相当額をお支払いいただく必要はありません。また、減少した場合も、同様に保険料相当額の変更は行いません。

なお、当該年度の報酬金額（給与・賃金）の合計額は、翌々年度以降の保険料相当額に反映することとなります。

問5 保険料率は、今後も変更はされないのですか？

（平成20年度から、保険料率の算出方法が変更されました。）

適用保険料率は、損害率による割増引の変動に基づき、毎年見直しされます。

また、平成20年度以降3年ごとに、制度全体の収支状況に基づき、基礎料率の見直しを行っています。

保険料率の見直しを通じて、健全な保険制度運営を図ります。

問6 報酬金額を算出するときに参照する、2年度前の決算書の金額に保険始期（6月1日）時点で非常勤職員から外れている職種（私人として整理された職種等）の報酬金額が含まれているのですが、その職種の報酬金額を除いて保険料を算出してもよいのですか？

決算書の数字に保険始期（6月1日）時点で非常勤職員から外れている職種（私人として整理された職種等）の報酬金額が含まれている場合は、報酬金額から除いて計算してください。

3. 保険金請求手続きに関する事項

問1 「公務上の災害」「通勤による災害」の認定や補償金額の決定は保険会社が行うのですか？

「公務上の災害」「通勤による災害」に該当するか否かの認定は、「補償条例」に基づき設置される「公務災害補償等認定委員会」（認定委員会）に諮ります。

また、その補償内容、補償金額も被保険者が定めている補償条例等に沿って決定されます。

問2 被保険者が決定した補償内容に従い、保険金を支払ってもらえるのですか？

本保険は、被保険者が定めた「補償条例」により被災職員あるいはその遺族に対して補償を行うことで被る損害を保険金としてお支払いする保険です。「公務上の災害」「通勤による災害」による災害の場合、被保険者が決定した補償内容、補償金額に従い保険金をお支払いします。

問3 被保険者が「公務上の災害」、「通勤による災害」あるいは「非常勤の職員」（地方公務員）に該当しないと判断した災害に対しても保険金を支払ってもらえるのですか？

本保険は「補償条例」による補償を行うことで被保険者が被る損害を保険金としてお支払いする保険ですので、「公務上の災害」、「通勤による災害」あるいは「非常勤の職員（地方公務員）」に該当しない場合は、保険金もお支払いできません。

問4 「遺族補償年金」などの年金払いによる補償に対しても、保険金を支払ってもらえるのですか？

「遺族補償年金」、「障害補償年金」および「傷病補償年金」については、被保険者が行う年金払補償と同様に、保険金を年金払いすることができます。保険金支払期間が長期間におよびますので、被保険者が行う「現状報告書」による「受給権者」の確認と同様に、保険会社もその（写）をもって「受給権者」を確認させていただきます。

問5 加入前の災害については、支払対象となるのでしょうか？

加入前の災害については、保険金をお支払いできません。

問6 保険金を請求する際には、保険料相当額算出の基礎となった「決算書」を提出するのですか？

「決算書」の提出は必要ありません。

問7 争訟費用保険金とは、どのような場合に支払ってもらえるのですか？

被災職員あるいはその遺族と「公務上の災害」または「通勤による災害」に該当するか否かの「認定」および「補償」に関する争いが生じた場合の訴訟費用、弁護士報酬等が対象となります。

なお、「補償条例」に定めている「補償」を超える要求等に関する争いは、お支払対象とはなりません。

問8 「常勤的非常勤職員」に該当するか否かの判断は、保険会社にしてもらえるのですか？

具体的な勤務状況を基に、「常勤的非常勤職員」に該当する可能性があると思われる場合は、「地方公務員災害補償基金」の各県支部にご相談ください。その結果、該当しない場合は改めて本保険にご請求ください。

問 9 「療養補償」を行う場合、健康保険は使えないのですか？

「公務上の災害」「通勤による災害」の場合は、健康保険は使えません。しかし、「公務災害」「通勤災害」ですので、医療機関に対しては、「常勤職員の公務災害」や「労災」と同じ「治療費単価（例えば１点＝１０円～１２円等）」での治療をお願いしてください。

なお、健康保険が使えない場合は治療費単価が高く（１点＝２０円～３０円等）、治療費が高額になることが多いため、できる限り常勤職員と同じ治療費単価での治療としてください。また、本保険の保険料率は、毎年、損害率（保険料と保険金の収支）に基づいて見直しをすることになっておりますので、この点からも、ご協力お願いします。

第7章 約款・特約条項

労働者災害補償責任保険普通保険約款

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第75条から第81条までの規定に基づく保険証券記載の労働者（以下「労働者」といいます。）に対する災害補償責任（以下「災害補償責任」といい、これの原因となる事実を「災害」といいます。）によって負担すべき金額を、保険金として支払います。
- (2) 当社は、災害補償責任について被保険者が当社の承認を得て負担した訴訟費用を、保険金として支払います。

第2条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) 当社は、保険期間が開始した後であっても、保険料領収前に生じた災害による災害補償責任については、保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人の場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。）またはこれらの事業場の責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた災害による災害補償責任（これらの事由によって発生または拡大した災害による災害補償責任を含みます。）については、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、次の①および②の金額については、保険金を支払いません。
 - ① 労働基準法第75条によって被保険者が負担すべき療養補償費用のうち100円以下の部分
 - ② 労働基準法第76条によって被保険者が負担すべき休業補償費用のうち7日以内の休業に対する部分
- (3) 当社は、被保険者の下請負人の使用する労働者に対する災害補償責任については、保険金を支払いません。

第4条（調 査）

- (1) 当社は、保険期間中、いつでも被保険者の事業場、災害防止のための安全衛生に関する施設および賃金台帳を調査することができます。
- (2) 当社が(1)の調査を行う場合、保険契約者または被保険者は、当社の必要とする一切の報告および協力をしなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者が、相当な理由なく(1)の調査を拒んだ場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定は、(3)に規定する拒否の事実があった時の翌日から起算して1か月を経過した場合には適用しません。

第5条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書（付属する明細書等の書類がある場合には、これらの書類を含みます。以下「保険契約申込書等」といいます。）の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを

告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)の事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

③ 保険契約者または被保険者が、災害が発生する前に、保険契約申込書等の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結時の翌日から起算して5年を経過した場合

(4) (2)の事実が、当会社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。

(5) (2)の規定による解除が、災害の発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。この規定は、第14条（保険契約解除の効力）の規定とはかかわりありません。

(6) (5)の規定は、(2)の事実に基づかずに発生した災害による災害補償責任については適用しません。

第6条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等の記載事項（他の保険契約等（注）に関する事実は除きます。）の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この規定を適用しません。

（注） 他の保険契約等

第21条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）に定める他の保険契約等をいいます。以下同様とします。

(2) (1)の事実がある場合（(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。）には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合には適用しません。

(4) (1)に規定する手続を怠った場合には、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた災害による災害補償責任については、保険金を支払いません。ただし、(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときは、この規定を適用しません。

(5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した災害による災害補償責任については適用しません。

第7条（災害の発生）

保険契約者または被保険者は、災害が発生したことを知った場合は、下表の「災害発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由なくこれらの規定に違反した場合は、当会社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

災害発生時の義務	差し引く金額
① 災害発生場所、日時、状況およびそれに基づく責任の程度を遅滞なく書面で当会社に通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額
② 災害補償責任について労働者から支払の請求があった場合、またはその請求について関係官庁もしくは裁判所から呼出状、訴訟書類その他の書類の送達もしくは口頭による通知を受けた場合は、直ちにその旨を当会社に通知し、それらの書類を当会社に呈示すること。	
③ 災害補償責任の発生および拡大の防止のため自己の費用で必要な措置を講ずること。	発生または拡大を防止することができたと認められる災害補償責任の額
④ 被保険者が第三者に対して、損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額
⑤ 災害補償責任について承認または支払をしようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、労働者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。	災害補償責任がないと認められる額
⑥ 災害補償責任についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく書面により当会社に通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額
⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく当会社に通知すること。	
⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う災害補償責任に関する調査に協力すること。	

（注1） 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2） 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第8条（危険の防止）

(1) 保険契約者または被保険者は、自己の費用で次の①および②の事項を履行しなければなりません。

① 災害補償責任の発生または拡大の防止に努めること。

② 労働基準法の定めるところに従って、賃金台帳に被保険者の使用するすべての労働者の氏

- 名および第15条（保険料の精算）(2)に定める賃金の額を正確に記入すること。
- (2) 当社は、災害補償責任の発生または拡大の防止に関する一切の事項について、保険契約者または被保険者に必要な指示をすることができます。
- (3) (2)の規定によって保険契約者または被保険者が当社の指示に従って行った行為に要した費用は、当社がこれを負担します。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)①の規定に違反した場合または(2)の指示に従わなかった場合は、当社は、次の①または②の規定に従うものとします。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)①の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる災害補償責任については、保険金を支払いません。
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(2)の指示に従わなかった場合は、当社は、これに従っていれば発生または拡大が防止できたと認められる災害補償責任の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（代 位）

- (1) 災害補償責任が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその災害補償責任に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②の額を限度とします。
- ① 当社が災害補償責任の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない災害補償責任の額を差し引いた額
- （注） 損害賠償請求権その他の債権
当社が保険金を支払うべき災害補償責任に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。以下同様とします。
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第10条（保険契約の無効）

- 次の①または②の場合は、この保険契約は無効とします。
- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した場合
- ② 保険契約締結の際、被保険者の事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険の保険関係が成立していた場合

第11条（保険契約の失効）

- 保険契約締結の後、次の①または②の場合には、その事実が発生した時に保険契約は、その効力を失います。
- ① 保険証券に記載された事業の廃止（事業の譲渡を含みます。）または終了のあった場合。ただし、事業の譲渡の場合において、保険契約者が保険証券に、被保険者の変更につき当社の承認を受けたときは、この規定を適用しません。
- ② 保険証券に記載された事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険の保険関係が成立

した場合

第12条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条（保険契約の解除）

(1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として災害補償責任を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注） 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(3) 当会社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

（注） この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

(4) (2)または(3)の規定による解除が災害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した災害による災害補償責任に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(4)の規定は、(2)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第14条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条（保険料の精算）

(1) 保険料は、被保険者が保険証券記載の事業場において使用するすべての労働者に支払った賃

金総額を基礎とし次の①および②に定めるところに従ってこれを精算します。

① 被保険者は、保険期間中に支払った賃金総額の正確な計算書を作成し、保険期間満了後遅滞なく、これを当会社に提出しなければなりません。

② 当会社は、①の賃金総額を基礎として算出した保険料（この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合はその最低保険料）と既に払い込まれた保険料に過不足がある場合は、その差額を精算します。

(2) (1)にいう賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他いかなる名称であっても、労働の対象として被保険者が労働者に支払うすべてのものをいいます。

第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第5条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合または第6条（通知義務）

(1)の事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎりま

す。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。）。ただし、第6条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した災害による災害補償責任については、この規定を適用しません。

(4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

(5) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた災害による災害補償責任については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項の規定に従い、保険金を支払います。

第17条（保険料の精算の特則－無効、失効、取消しまたは解除の場合）

(1) 第10条（保険契約の無効）①または第12条（保険契約の取消し）の規定により保険契約が無効または取消しとなる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 第10条（保険契約の無効）②の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料の全額を返還します。

(3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、第15条（保険料の精算）(1)に定める精算について、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用するすべての労働者に支払った賃金総額を基礎として算出した保険料と既に払い込まれた保険料に過不足があるときは、その差額を精算します。

(4) 第4条（調査）(3)、第5条（告知義務）(2)、第6条（通知義務）(2)、第13条（保険契約の解除）(2)もしくは第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または第13条(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、第15条（保険料の精算）(1)に定める精算について、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用するすべての労働者に支払った賃金総額を基礎として算出した保険料（この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合はその最低保険料）と既に払い込まれた保険料に過不足があるときは、その差額を精算します。

第18条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の①または②の時からそれぞれ発生しこれを行行使することができます。
- ① 第1条（保険金を支払う場合）(1)の保険金については、同条(1)に定める金額について被保険者の支払いが確定した時
 - ② 第1条(2)の保険金については、被保険者が同条(2)の訴訟費用を負担した時
- (2) 被保険者が保険金の支払いを請求する場合は、保険証券に添えて次の①から③までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 災害状況報告書
 - ③ その他当会社が第20条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、災害の内容、災害補償責任の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なることを記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第19条（時効）

保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第20条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が第18条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、災害の原因、災害発生の状況、災害補償責任の発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、災害補償責任の額および災害と災害補償責任との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、災害補償責任について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表の①から⑥までに掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	日 数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥ 災害の発生の事由が他の事例に鑑み特殊である場合または災害により多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会	180日

(3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第21条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- 他の保険契約等（この保険契約と全部または一部について支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合であっても、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、被保険者が負担すべき金額（注2）以下のときは、当会社は、この保険契約の支払責任額（注1）をこの保険契約により支払うべき保険金の額とします。
- 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、被保険者が負担すべき金額（注2）を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額をこの保険契約により支払うべき保険金の額とします。

区 分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	被保険者が負担すべき金額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1） 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2） 被保険者が負担すべき金額

第1条（保険金を支払う場合）(1)および(2)により被保険者が負担した額をいいます。
この場合において、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用があるときは、
そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第22条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第23条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

非常勤職員公務災害補償特約条項

第1条（お支払いする保険金）

当社は、被保険者が条例により負担する災害補償責任（以下「災害補償責任」という。）について、下欄記載の補償の実施により非常勤職員に支給すべき金額を災害補償保険金として被保険者に支払います。また、下欄記載の補償に関する災害補償責任について、被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用等の費用を訴訟費用等保険金として被保険者に支払います。

1. 補償事業

- (1) 療養補償
- (2) 休業補償
- (3) 傷病補償年金
- (4) 障害補償
 - イ 障害補償年金
 - ロ 障害補償一時金
 - ハ 障害補償年金差額一時金
 - ニ 障害補償年金前払一時金
- (5) 介護補償
- (6) 遺族補償
 - イ 遺族補償年金
 - ロ 遺族補償一時金
 - ハ 遺族補償年金前払一時金
- (7) 葬祭補償

2. 福祉事業

- (1) 休業援護金の支給
- (2) 傷病特別支給金の支給
- (3) 障害特別支給金の支給
- (4) 遺族特別支給金の支給
- (5) 障害特別援護金の支給
- (6) 遺族特別援護金の支給
- (7) 傷病特別給付金の支給
- (8) 障害特別給付金の支給
- (9) 遺族特別給付金の支給
- (10) 障害差額特別給付金の支給

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の①または②の用語の意味は、それぞれ以下の定義に従います。

① 条例

地方公務員災害補償法第69条および第70条の規定に基づき、地方公共団体が定める議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する条例および公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例をいいます。

なお、各条例の施行規則および要綱ならびにその他の規則を含みます。

② 非常勤職員

条例により補償の対象となる特約書記載の者をいいます。

第3条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続きを行いうる最初の集金日後10日以内に払い込まなければなりません。

第4条（保険責任の始期および終期）

- （1）保険期間は、その初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- （2）保険期間が開始した後でも、第3条（保険料の払い込み）の規定に従い保険料を払い込まないときは、当会社は、その保険料領収前に生じた災害補償責任の原因である事実（以下「災害」という。）による災害補償責任については保険金を支払いません。

第5条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①から③に掲げる事由のいずれかによって生じた災害による災害補償責任については、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（労働者災害補償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ② 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ③ 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人の場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。）またはこれらの事業場の責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた災害による災害補償責任（これらの事由によって発生または拡大した災害による災害補償責任を含みます。）

第6条（費用の範囲）

訴訟費用等保険金の支払いの対象となる費用の範囲は、次のとおりとします。

- ① 被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用。ただし、1災害につき500万円を限度とします。
- ② 被保険者が第9条（危険の防止）（1）の手段を講ずるために支出した必要または有益であった費用。ただし、1災害につき500万円を限度とします。

第7条（非常勤職員への支払い義務責任の範囲）

- （1）被保険者は、第1条（お支払いする保険金）により受領した災害補償保険金の全額を、非常勤職員またはその遺族に支払わなければなりません。
- （2）（1）の規定に違反した場合には、被保険者は、既に受領した災害補償保険金のうち非常勤職員またはその遺族に支払われなかった部分を当会社に返還しなければなりません。

第8条（災害の発生）

保険契約者または被保険者は、災害が発生したことを知った場合は、下表の「災害発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由なくこれらの規定に違反した場合は、当会社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。

災害発生時の義務	差し引く金額
① 災害発生の場所、日時、状況およびそれに基づく責任の程度を遅滞なく書面で当会社に通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額
② 災害補償責任について非常勤職員から支払の請求があった場合、またはその請求について関係官庁もしくは裁判所から呼出状、訴訟書類その他の書類の送達もしくは口頭による通知を受けた場合は、直ちにその旨を当会社に通知し、それらの書類を当会社に呈示すること。	
③ 災害補償責任の発生および拡大の防止のため自己の費用で必要な措置を講ずること。	発生または拡大を防止することができたと認められる災害補償責任の額
④ 被保険者が第三者に対して、損害賠償の請求 ^(注1) をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求 ^(注1) をすることによって取得することができたと認められる額
⑤ 災害補償責任について承認または支払をしようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、労働者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。	災害補償責任がないと認められる額
⑥ 災害補償責任についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく書面により当会社に通知すること。	保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当会社が被った損害の額
⑦ 他の保険契約等の有無および内容 ^(注2) について、遅滞なく当会社に通知すること。	
⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う災害補償責任に関する調査に協力すること。	

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第9条（危険の防止）

- (1) 被保険者は、災害が発生したことを知ったときは、災害補償責任の拡大防止および軽減に努めなければなりません。
- (2) 当会社の認める正当な理由がなく（1）の規定に違反したときは、当会社は、拡大防止および軽減できたと認められる額を控除して保険金を支払います。

第10条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 普通約款第5条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合または普通約款第6条（通知義務）（1）の事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

- (2) 当社は、保険契約者が(1)の追加保険料の支払を怠った場合(当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません(既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。)。ただし、普通約款第6条(通知義務)(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した災害による災害補償責任については、この規定を適用しません。
- (4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
- (5) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた災害による災害補償責任については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約条項に従い、保険金を支払います。

第11条(保険料の精算―無効、失効、取消しまたは解除の場合)

- (1) 普通約款第10条(保険契約の無効)①または普通約款第12条(保険契約の取消し)の規定により保険契約が無効または取消しとなる場合は、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 普通約款第10条(保険契約の無効)②の規定により保険契約が無効となる場合は、当社は、保険料の全額を返還します。
- (3) 保険契約が失効となる場合には、当社は、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用するすべての非常勤職員に支払った報酬金額を基礎として算出した保険料と既に払い込まれた保険料に過不足があるときは、その差額を精算します。
- (4) 普通約款第4条(調査)(3)、普通約款第5条(告知義務)(2)、普通約款第6条(通知義務)(2)、普通約款第13条(保険契約の解除)(2)もしくは第10条(保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合または普通約款第13条(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、既経過期間中に保険証券記載の事業場において使用するすべての非常勤職員に支払った報酬金額を基礎として算出した保険料(この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合はその最低保険料)と既に払い込まれた保険料に過不足があるときは、その差額を精算します。

第12条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の①または②の時からそれぞれ発生しこれを行行使することができます。
 - ① 第1条(お支払いする保険金)にいう災害補償保険金については、同条に定める金額について被保険者の支払いが確定した時
 - ② 第1条(お支払いする保険金)にいう訴訟費用等保険金については、被保険者が同条の訴訟費用を負担した時
- (2) 被保険者が保険金の支払いを請求する場合は、保険証券に添えて次の①から⑧までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 被保険者が定める条例

- ③ 当社が定める公務災害等発生報告書
 - ④ 公務災害補償通知書または通勤災害補償通知書
 - ⑤ 補償を受けようとする者が提出した補償の請求書およびその添付書類
 - ⑥ 災害補償記録簿または福祉事業記録簿。ただし、傷病補償年金、障害補償年金または遺族補償年金の補償に対し被保険者に保険金を支払う場合はそれぞれの年金記録簿および現状報告書
 - ⑦ 非常勤職員であることを証する書類
 - ⑧ その他当社が普通約款第 20 条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （3）当社は、災害の内容、災害補償責任の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （4）保険契約者または被保険者が、正当な理由なく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なることを記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの特約条項の規定を適用します。

第14条（普通約款の適用除外）

この特約条項の規定が適用される場合には、普通約款第1条（保険金を支払う場合）、普通約款第2条（保険責任の始期および終期）、普通約款第3条（保険金を支払わない場合）、普通約款第7条（災害の発生）、普通約款第8条（危険の防止）、普通約款第15条（保険料の精算）、普通約款第16条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）、普通約款第17条（保険料の精算の特則—無効、失効、取消または解除の場合）および普通約款第18条（保険金の請求）の規定は適用しません。

第15条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

非常勤職員公務災害補償特約条項

第1条（用語の定義）

この特約条項において、次の①または②の用語の意味は、それぞれ以下の定義に従います。

① 条例

地方公務員災害補償法第69条および第70条の規定に基づき、地方公共団体が定める議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する条例および公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例をいいます。

なお、各条例の施行規則および要綱ならびにその他の規則を含みます。

② 非常勤職員

この保険契約における非常勤職員は、加入した町村または加入した一部事務組合もしくは広域連合の非常勤の職員のうち、「議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会および調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員および嘱託員その他の非常勤職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除きます。）」で、次のイからハに掲げる者以外の者をいいます。

イ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者

ロ 船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく船員保険の被保険者

ハ 非常勤の消防団員および水防団員等の公務災害補償に関する条例の適用を受ける者

第2条（用語の読み替え）

この保険契約においては、労働者災害補償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の労働者を非常勤職員と読み替えて適用するものとします。

第3条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約条項に従い、被保険者が条例により負担する災害補償責任（以下「災害補償責任」といいます。）について、下欄記載の補償の実施により非常勤職員に支給すべき金額を災害補償保険金として被保険者に支払います。また、下欄記載の補償に関する災害補償責任について、被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用等の費用を訴訟費用等保険金として被保険者に支払います。

(1) 補償事業

- ① 療養補償
- ② 休業補償
- ③ 傷病補償年金
- ④ 障害補償
 - イ 障害補償年金
 - ロ 障害補償一時金
 - ハ 障害補償年金差額一時金
 - ニ 障害補償年金前払一時金
- ⑤ 介護補償
- ⑥ 遺族補償
 - イ 遺族補償年金
 - ロ 遺族補償一時金
 - ハ 遺族補償年金前払一時金
- ⑦ 葬祭補償

(2) 福祉事業

- ① 休業援護金の支給
- ② 傷病特別支給金の支給
- ③ 障害特別支給金の支給
- ④ 遺族特別支給金の支給
- ⑤ 障害特別援護金の支給
- ⑥ 遺族特別援護金の支給
- ⑦ 傷病特別給付金の支給
- ⑧ 障害特別給付金の支給
- ⑨ 遺族特別給付金の支給
- ⑩ 障害差額特別給付金の支給

第4条（費用の範囲）

訴訟費用等保険金の支払いの対象となる費用の範囲は、次のとおりとします。

- ① 被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用。ただし、1災害につき500万円を限度とします。
- ② 被保険者が第6条（危険の防止）（1）の手段を講ずるために支出した必要または有益であった費用。ただし、1災害につき500万円を限度とします。

第5条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①から③に掲げる事由のいずれかによって生じた災害による災害補償責任については、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注）

（注）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- ② 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ③ 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人の場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。）またはこれらの事業場の責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた災害による災害補償責任（これらの事由によって発生または拡大した災害による災害補償責任を含みます）

す。)

第6条（危険の防止）

- （１）被保険者は、災害が発生したことを知ったときは、災害補償責任の拡大防止および軽減に努めなければなりません。
- （２）当会社の認める正当な理由がなく（１）の規定に違反したときは、当会社は、拡大防止および軽減できたと認められる額を控除して保険金を支払います。

第7条（保険責任の始期および終期）

- （１）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- （２）保険期間が開始した後でも、保険料を払い込まないときは、当会社は、その保険料領収前に生じた災害補償責任の原因である事実（以下「災害」という。）による災害補償責任については保険金を支払いません。

第8条（保険料）

この保険契約の保険料は、この保険契約加入時点において確認できる決算書等による当該加入した町村または加入した一部事務組合もしくは広域連合の非常勤職員の年間報酬金額に、当会社が定める保険料率を乗じて計算します。

第9条（保険料率の調整）

- （１）当会社が定める保険料率は、基本料率に対し、過去の損害率を勘案のうえ、見直しを行うものとします。
- （２）基本料率は、3か年ごとに見直しを実施します。ただし、大きな環境変化があった場合等についてはこの限りではありません。

第10条（非常勤職員への支払い義務責任の範囲）

- （１）被保険者は、第3条（保険金を支払う場合）により受領した災害補償保険金の全額を、非常勤職員またはその遺族に支払わなければなりません。
- （２）（１）の規定に違反した場合には、被保険者は、既に受領した災害補償保険金のうち非常勤職員またはその遺族に支払われなかった部分を当会社に返還しなければなりません。

第11条（保険金の請求）

- （１）当会社に対する保険金請求権は、次の①または②の時からそれぞれ発生しこれを行行使することができます。
 - ① 第3条（保険金を支払う場合）にいう災害補償保険金については、同条に定める金額について被保険者の支払いが確定した時
 - ② 第3条（保険金を支払う場合）にいう訴訟費用等保険金については、被保険者が同条の訴訟費用等を負担した時
- （２）被保険者が保険金の支払いを請求する場合は、保険証券に添えて次の①から⑧までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 被保険者が定める条例
 - ③ 当会社が定める公務災害等発生報告書
 - ④ 公務災害補償通知書または通勤災害補償通知書
 - ⑤ 補償を受けようとする者が提出した補償の請求書およびその添付書類
 - ⑥ 災害補償記録簿または福祉事業記録簿。ただし、傷病補償年金、障害補償年金または遺族補償年金の補償に対し被保険者に保険金を支払う場合はそれぞれの年金記録簿および現状報告書
 - ⑦ 非常勤職員であることを証する書類

- ⑧ その他当社が普通約款第20条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （3）当社は、災害の内容、災害補償責任の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （4）保険契約者または被保険者が、正当な理由なく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なることを記載し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの特約条項の規定を適用します。

第13条（普通約款の適用除外）

この特約条項の規定が適用される場合には、普通約款第1条（保険金を支払う場合）、普通約款第2条（保険責任の始期および終期）、普通約款第3条（保険金を支払わない場合）、普通約款第8条（危険の防止）および普通約款第18条（保険金の請求）の規定は適用しません。

第14条（普通約款との関係）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

＜お問い合わせ先＞

取扱代理店 株式会社 千里

＊「全国町村会総合賠償補償保険」取扱代理店
(受付時間 平日の午前9時半から午後5時まで)

郵便番号 100-0014
東京都千代田区永田町1-11-32
電話 03-5512-4750
FAX 03-3593-8158

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社
団体・公務開発部第三課

(受付時間 平日の午前9時から午後5時まで)

郵便番号 160-8338
東京都新宿区西新宿1-26-1
電話 03-3349-5408
FAX 03-6388-0162

このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。